

居宅療養管理指導サービス提供にかかる重要事項説明書

令和 年 月 日

居宅療養管理指導サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業者が、
様にご説明する重要事項は次の通りです。

1. 事業者概要

事業者名称	株式会社 協同プランニング
事業者所在地	岡山県岡山市中区赤坂本町1-12
代表者名	代表取締役 河崎 由枝
連絡先	086-270-0821

2. 事業所概要

事業者名称	虹いろ薬局本店（岡山県知事指定居宅療養管理指導サービス事業者）
事業所所在地	岡山県岡山市中区赤坂本町1-12
指定番号	岡山県指定 3340116072号
連絡先	086-270-0400

3. 事業の目的と運営方針

（1）事業の目的

要介護状態または要支援状態にあり、主治医の医師等の指示に基づき、薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、虹いろ薬局の薬剤師が適当な居宅療養管理指導を提供することを目的とします。

（2）運営の方針

- ① 利用者の意志および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ② 上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他の保険、医療、福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めます。
- ③ 利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に関与する上記関係者に必要な情報を提供する以外、事務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことは致しません。

4. 提供するサービス

当事業所が提供する居宅療養管理指導サービスは以下の通りです。

- ① 当事業所の薬剤師が、医師の発行する処方箋に基づいて、薬剤を調整するとともに利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や使用に関するご説明を行うこと等により、薬剤を有効かつ安全に使用いただけるよう努めます。
- ② サービスの提供にあたっては、懇切丁寧に行い、分かりやすくご説明致します。もし薬について分からないことや心配事があれば、担当の薬剤師にご遠慮なく質問・相談して下さい。

5. 職員等の体制

従業員の職種	員数	通常の勤務体制
薬剤師	9 名	常勤者 6 名 勤務時間 8 : 5 0 ~ 1 7 : 2 0
事務員	11 名	常勤者 9 名 勤務時間 8 : 5 0 ~ 1 7 : 2 0

6. 担当の薬剤師は、以下の通りです。

担当薬剤師： _____ (主担当)

責任者： 古林 美紀 (管理薬剤師)

- ① 担当薬剤師は、常に身分証を携帯していますので、必要な場合はいつでもその提示をお求め下さい。
- ② 利用者は、いつでも担当薬剤師の変更を申し出ることができます。その場合、当事業所は、このサービスの提供に反するなどの変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。
- ③ 当事業所は、担当薬剤師が退職するなどの正当な理由がある場合に限り、担当薬剤師を変更することがあります。

6. 当事業所の通常の営業日時は、次の通りです。

- ① 営業時間は、【平日】 水：9時～19時、水曜日以外：9時～17時
【土曜日】 9時～13時とします。
- ② 休業日は日曜日、祝日、12/30～1/3
- ③ 通常の場合、訪問対応時間は平日の9時～17時とさせていただきます。

7. 緊急時の対応等

- ① 緊急時の体制として、携帯電話などにより24時間常時連絡が可能な体制をとっています。
- ② 必要に応じ、利用者の主治医または医療機関に連絡を行う等、対応を図ります。

8. 利用料は、介護保険の規定により次のように決められています。

- ① 居宅療養管理指導サービス費 (同じ建物内の訪問する人数により変わります)

・月4回まで、1回当たり

単一建物居住者が 1人 1割負担の場合 518円 (2割負担 1036円、3割負担 1554円)

単一建物居住者が2～9人 1割負担の場合 379円 (2割負担 758円、3割負担 1137円)

単一建物居住者が10人以上 1割負担の場合 342円 (2割負担 684円、3割負担 1026円)

- ② 麻薬等特別な薬剤が使用されている場合 1回当たり1割負担の場合 100円

- ③ 在宅患者移行初期管理料 (該当者のみ) 訪問開始前1回限り 1割負担の場合 230円

*その他特別に費用が必要な場合、又は介護報酬改定等で変更がある際は、別途ご連絡します。

9. 苦情や相談の窓口は次の通りです。

連絡先 虹いろ薬局本店 TEL 086-270-0400 (時間外 090-7779-5576)

岡山県国民健康保険団体連合会 TEL 086-223-8811

岡山市事業者指導課 TEL 086-212-1013